

ロシア連邦
連邦法

連邦法「輸出管理について」の変更について

国家会議採択
連邦会議承認

2022年3月23日
2022年3月23日

第1条

1999年7月18日付連邦法第183-FZ号「輸出管理について」（ロシア連邦法令集 1999年、第30号、掲載番号3774；2005年、第30号、掲載番号3101；2007年、第49号、掲載番号6044；2011年、第30号、掲載番号4590、第50号、掲載番号、7351；2013年、第51号、掲載番号6692；2021年、第24号、掲載番号4188）に以下の変更を加える：

1) 第6条第1項を以下の文言に変更する：

「管理の対象となる商品および技術の一覧（リスト）はロシア連邦政府決定がこれを承認する。管理の対象となる商品および技術の一覧（リスト）の承認についてのロシア連邦政府決定は、それらが公式に発表された日から90日以上が経過したのちに発効する。」；

2) 第7条第4段落における文言「EAEU関税同盟の関税法および（または）関税に関するロシア連邦の法にしたがって」を文言「ユーラシア経済連合の法にしたがって、および関税規制に関するロシア連邦の法にしたがって」に置き換える。

3) 第8条：

a) 第1項において：

第4段落を失効したものとみなす；

以下の内容の段落を追加する：

「ロシア連邦の法にもとづき、輸出管理に関するその他の権限を行使する。」；

b) 第2項において：

以下の内容の新たな第3段落を追加する：

「管理の対象となる商品および技術の一覧（リスト）を承認する；」；

第3段落および第4段落をそれぞれ第4段落および第5段落とする；

第5段落を第6段落とし、かつ以下の内容に変更する：

「ロシア連邦の法にもとづき、輸出管理に関するその他の権限を行使する。」；

4) 第19条第11項第1号における文言「大量破壊兵器、その運搬手段ならびにその他の種類の兵器および軍装備の開発またはテロ行為の準備および（もしくは）実行にあたって使用される可能性のあるところの」を文言「本連邦法第6条および第20条にもとづく輸出管理が適用される場所の」に置き換える。

5) 第25条を以下の内容に変更する：

「第25条 大量破壊兵器、その運搬手段ならびにその他の種類の兵器および軍装備の開発またはテロ行為の準備および（もしくは）実行にあたって使用される可能性のある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果物（それに対する権利）を対象とする対外経済活動の禁止および制限

ロシア連邦の国益の保護およびその国際的義務の履行を目的として、大量破壊兵器、その運搬手段ならびにその他の種類の兵器および軍装備の開発またはテロ行為の準備および（もしくは）実行にあたって使用される可能性のある商品、情報、役務、サービス、知的活動の成果物（それに対する権利）を対象とする対外経済活動の禁止および制限（以下、「対外経済活動の禁止および制限」）を定めることができる。

国防および国家安全保障の確保を目的とする対外経済活動の禁止および制限は、ロシア連邦大統領令および同命令がこれを定める。

強制的措置の導入、変更、停止または解除を定めた国際連合安全保障理事会決議のロシア連邦による履行の確保を目的とする対外経済活動の禁止および制限は、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」が定める手順にしたがってこれを適用する。

輸出管理に関するロシア連邦の国際的義務の履行を目的とする対外経済活動の禁止および制限は、ロシア連邦政府決定がこれを定める。」。

第2条

1. ロシア連邦大統領令が承認した管理の対象となる商品および技術の一覧（リスト）は、1999年7月18日付連邦法第183-FZ号「輸出管理について」（本連邦法による改定版）第8条にしたがって発行されたこれらの一覧（リスト）の承認に関するロシア連邦政府決定が発効する日まで効力を有する。これらのロシア連邦政府決定はそれらが公式に発表された日に発効する。

2. 本条第1項に掲げる、管理の対象となる商品および技術の一覧（リスト）の承認に関するロシア連邦政府決定に対しては、1999年7月18日付ロシア連邦法第183-FZ号「輸出管理について」（本連邦法による改定版）第6条が定めている、管理の対象となる商品および技術の一覧（リスト）の承認に関するロシア連邦政府決定発効の手順は適用されない。

第3条

本連邦法はそれが公式に発表された日から60日が経過した時点で発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月26日

第73-FZ号